

# 電子処方箋管理サービスの導入に係る補助金申請\_手順書 (保険薬局用)

## はじめに

- ◆本書は、電子処方箋管理サービスを導入した保険薬局用の補助金申請手順書になります。  
→保険医療機関用は、[こちら](#)
- ◆申請内容に不備がある場合、取消再申請となります。  
→補助事業の状況によっては、再申請不可となる可能性もあります。
- ◆すべての証拠書類が揃ってから申請をお願いします。  
→申請後の追加提出は認められません。
- ◆審査の結果、申請取消となった場合は、すべての証拠書類を改めて提出してください。  
→不足分のみの追加提出は認められません。
- ◆選択した申請区分と添付された領収書内訳書の記載が一致しているか確認してください。  
→不一致の場合は取消処理となります。

## 電子処方箋管理サービスの導入に係る補助金申請\_手順書（保険薬局用）

### ○ 前提として補助金申請には以下の書類が必須となります。

#### 領収書（写）

- ・システムベンダーへの精算がわかる書類が必須となります。
- ・見積書や請求書では精算の確認ができないことから、証拠書とは認められません。
- ・税込・税別が判別できる形で作成依頼願います。

#### 領収書内訳書

- ・税込の金額で領収書の内訳を記載してください。
- ・領収書と領収書内訳書の金額の合計は、一致する必要があります。
- ・補助上限額を上回っている場合、補助対象外の場合であっても、領収書に金額が含まれていれば記載が必要です。
- ・申請区分によって使用する領収書内訳書が異なります。相違がある場合は申請取消となりますので、ベンダ等に確認の上、適切な領収書内訳書を使用してください。

#### 申請区分確認シート及び次のいずれかの書類

- ・直近で地方厚生(支)局に提出している「調剤基本料の施設基準に係る届出書添付書類（様式84）」の写し
- ・直近で地方厚生(支)局に提出している「保険薬局における施設基準届出状況報告書（様式3）」の写し
- ・上記に準じたその他の書類（同一グループ内の1月当たりの処方箋受付回数を確認できる資料）
- ・くわしくは[こちら](#)の記事をご参照ください。

- 上記証拠書類を「.pdf」「.xlsx」または、「.zip」形式でご準備ください。
- 書類不備がある場合、すべての証拠書類を用意の上、改めて申請いただくとともに補助金交付までお時間をいただくことがありますので、申請にあたっては、今一度書類の記載についてご確認ください。
- 申請区分と使用する領収書内訳書が不一致の場合、審査を進めることはできません。**取消処理**となります。

# 電子処方箋管理サービスの導入に係る補助金申請\_手順書（保険薬局用）

1.医療機関等向け総合ポータルサイトトップページから、「電子処方箋管理サービス」を押下します。











The image shows a grid of service buttons on a portal site. The buttons are arranged as follows:

- Top row: **新規ユーザー登録はこちら** (New user registration) and **ログインはこちら** (Login).
- Middle row: **医療機関等を新設・廃止・コード変更される方はこちら** (For those adding, deleting, or changing codes for medical institutions).
- Second row: **お知らせ** (Notice), **よくある質問** (FAQ), and **お問い合わせ先** (Contact).
- Bottom row: **オンライン資格確認  
オンライン請求** (Online qualification confirmation and billing), **電子処方箋管理サービス** (Electronic prescription management service), and **電子カルテ情報共有サービス** (Electronic medical record information sharing service).

The button for **電子処方箋管理サービス** is highlighted with a red dashed border.

## 2.「電子処方箋の各種申請について」を押下します。

### メニュー

<p><b>はじめに</b></p> <p>概要について 知りたい方は<a href="#">こちら</a></p> 	<p><b>導入・運用</b></p> <p>導入・運用について 知りたい方は<a href="#">こちら</a></p> 	<p><b>手順書・マニュアル</b></p> <p>手順書・マニュアルについて 知りたい方は<a href="#">こちら</a></p> 
<p><b>電子署名準備完了の登録</b></p> <p>電子署名を行うための準備 (HPKIカードの発行申請等) 完了の登録について 知りたい方は<a href="#">こちら</a></p> 	<p><b>利用申請</b></p> <p>利用申請について 知りたい方は<a href="#">こちら</a></p> 	<p><b>運用開始日入力</b></p> <p>電子処方箋・リフィル処方箋 機能の運用開始日入力について 知りたい方は<a href="#">こちら</a></p> 
<p><b>補助金</b></p> <p>補助金について 知りたい方は<a href="#">こちら</a></p> 	<p><b>お知らせ</b></p> <p>お知らせについて 知りたい方は<a href="#">こちら</a></p> 	<p><b>よくある質問</b></p> <p>FAQについて 知りたい方は<a href="#">こちら</a></p> 
<p><b>電子処方箋の各種申請について</b></p> <p>電子処方箋・調剤済処方箋の保存サービスの各種申請は<a href="#">こちら</a></p> 		

## 3.ユーザー情報を入力し、「ログイン」を押下します。

※すでにログイン済の場合は、7ページ以降を参照ください。

### ●ログインはこちら

以下に該当する場合、パスワード再設定を行っても通知メールが届きません。新規ユーザー登録が必要となります。

- ①仮アカウントからメールアドレスを更新していない（末尾が「@01」～「@48」のいずれか）
- ②旧ポータルで登録したメールアドレスに誤りがある

①に該当される方は、トップページの「新規ユーザー登録はこちら」をクリックし、ユーザー登録を行ってください。

仮アカウントからメールアドレスを更新しているにも関わらずパスワード再設定後に通知メールが届かない方は、②に該当している可能性があります。

その場合、トップページの「新規ユーザー登録はこちら」をクリックし、ユーザー登録を行ってください。

ユーザー登録でもエラーとなる場合は、コールセンターまでお問い合わせください。

ログイン

ユーザー名

123456a.bb@cc.dd.jp

パスワード

.....

パスワードの再設定

ログイン

アカウントがありませんか？ [新規登録はこちら](#)

## 4.「補助金申請」を押下します。

ホーム > 業務 > 電子処方箋管理サービス

検索

カテゴリ

- オンライン資格確認
- 訪問診療等・オンライン診療等・...
- 医療扶助
- 電子処方箋管理サービス**
- オンライン請求

### 電子処方箋管理サービス

電子処方箋に関する情報についてご確認ください。

#### 電子処方箋の利用開始・終...

こちらから電子処方箋の利用開始申請・利用終了申請を実施いただけます。

詳細を表示

#### 運用開始日登録

こちらから電子処方箋・リフィル処方箋機能・院内処方機能の運用開始日を登録いただけます。

詳細を表示

#### 補助金申請

こちらから電子処方箋管理サービス等関係補助金を申請いただけます。

詳細を表示

#### 交付決定通知書ダウンロード

こちらから電子処方箋管理サービス等関係補助金の交付決定通知書をダウンロードいただけます。

詳細を表示

#### 調剤済み処方箋の保存サービス

こちらから調剤済み処方箋の保存サービスの利用開始・解約申請を申請いただけます。

詳細を表示

# 電子処方箋管理サービスの導入に係る補助金申請\_手順書（保険薬局用）

5.確認ページが表示されますので、今一度申請に必要な資料等を確認します。  
確認後、問題がなければ、「補助金（電子処方箋）申請へ進む」を押下します。

電子処方箋管理サービス関係補助金申請前にご確認ください

申請前に必ずお読みください。

- 補助金申請は一旦のみ申請可能です。（本件導入と補助金導入の分別申請してください）
- すべてのお印字内容が揃ってからの申請をお願いします。（申請後の変更は別途対応させていただきます）
- 自己責任による申請取り下げには対応出来かねますので、申請に際してはご注意ください。

項目	チェック項目	チェック内容
申請書	記入内容	※申請書に記入する内容は、申請書の記載内容と一致していること、記載漏れがないこと、記載内容が正確であることを確認してください。
	捺印	申請書の捺印は、申請書の記載内容と一致していること、捺印が正確であることを確認してください。
申請書	捺印	申請書の捺印は、申請書の記載内容と一致していること、捺印が正確であることを確認してください。
	捺印	申請書の捺印は、申請書の記載内容と一致していること、捺印が正確であることを確認してください。
申請書	捺印	申請書の捺印は、申請書の記載内容と一致していること、捺印が正確であることを確認してください。
	捺印	申請書の捺印は、申請書の記載内容と一致していること、捺印が正確であることを確認してください。
申請書	捺印	申請書の捺印は、申請書の記載内容と一致していること、捺印が正確であることを確認してください。
	捺印	申請書の捺印は、申請書の記載内容と一致していること、捺印が正確であることを確認してください。
申請書	捺印	申請書の捺印は、申請書の記載内容と一致していること、捺印が正確であることを確認してください。
	捺印	申請書の捺印は、申請書の記載内容と一致していること、捺印が正確であることを確認してください。
申請書	捺印	申請書の捺印は、申請書の記載内容と一致していること、捺印が正確であることを確認してください。
	捺印	申請書の捺印は、申請書の記載内容と一致していること、捺印が正確であることを確認してください。

補助金（電子処方箋）申請へ進む

領収書内訳書	10	内訳が記載されていない	領収書内訳書は、導入に要した費用の内訳をシステム事業者に記載していただく必要がありますのでご確認ください。
	11	添付漏れ	添付が漏れてないことをご確認ください。
	12	複数ある場合の漏れ	補助の対象となる領収書が複数ある場合は、システム事業者にすべての領収書ごとに作成していただく必要があります。
13	対象外項目が対象として計上されている	「導入」に関する補助金であり保守費用、ネットワーク利用料金、レンタル料、リース料など、所謂ランニングコストは補助対象外となっておりますので、「補助対象金額」に計上されていないことをご確認ください。	

補助金（電子処方箋）申請へ進む

## 6-1.申請フォームの注意書きを確認するとともに、次ページより申請を進めてください。

### 電子処方箋管理サービス等関係補助金交付申請

こちらから電子処方箋管理サービス等関係補助金を申請いただけます。

#### \* 必須

こちらの画面から、電子処方箋管理サービス導入費用に関する補助金が申請できます。

〈初期導入および同時導入の場合〉

「保険医療機関等向け医療提供体制設備整備交付金実施要領（電子処方箋管理サービス）」の「第2 補助対象事業」に規定される事業を実施したので、同実施要領の「第5 交付の条件」に規定される条件を理解した上で、同実施要領の「第6 申請手続き」の規定に基づき、以下のとおり補助金の交付を申請します。

〈院内処方導入の場合〉

「保険医療機関等向け地域診療情報連携推進費補助金実施要領（電子処方箋の機能拡充の促進事業）」の「第2 補助対象事業」に規定される事業を実施したので、同実施要領の「第5 交付の条件」に規定される条件を理解した上で、同実施要領の「第6 申請手続き」の規定に基づき、以下のとおり補助金の交付を申請します。

お手元に以下の証拠資料をご用意のうえ、必要事項を入力してください。

1. 電子処方箋管理サービス導入に関する領収書の写し
2. 電子処方箋管理サービス導入に関する領収書内訳書
3. 申請区分確認シート
4. 直近で地方厚生（支）局に提出した以下のいずれかの資料
  - ・調剤基本料の施設基準に係る届出書添付書類（様式84）
  - ・保険薬局における施設基準届出状況報告書（別紙様式3）
  - ・上記に準じたその他の書類（同一グループ内の1月当たりの処方箋受付回数を確認できる資料）

なお、申請画面の操作詳細については、[申請マニュアル](#)を併せてご参照ください。

説明を一読するとともに、電子処方箋管理サービスの補助金であるか確認します。

補助金申請にあたり、必ず必要となる証拠書類です。ご用意いただけない場合、申請は出来ません。

こちらからも、本資料（電子処方箋管理サービスの導入に係る補助金申請\_手順書）が取得できます。

# 電子処方箋管理サービスの導入に係る補助金申請\_手順書（保険薬局用）

## 6-2.「申請者情報」「医療機関等情報」に表示されている情報を確認します。

- ・「申請者情報」はプロフィール画面から変更可能です
- ・「医療機関情報」は地方厚生（支）局に届出されている医療機関等情報が自動で表示されるため、ご自身で入力する必要はありません。

### 申請者情報

今回の補助金の申請対象となる医療機関等の名称と、申請を行う担当者様のユーザー名を、ご登録いただいたプロフィール情報をもとに自動入力しています。お間違いが無い確認し、必要に応じてプロフィール情報を修正してください。

\*医療機関等名  
【UAT】調剤①

\*申請者  
【UAT】調剤①

### 医療機関等情報

今回の補助金の申請対象となる医療機関等の情報を、過去に申請いただいた情報をもとに自動入力しています。表示されている医療機関等情報に誤りなどがございましたら、お手数ですがお問い合わせフォームからご照会ください。

都道府県コード 11：埼玉県	点数表コード 4：調剤
医療機関等コード ※数字7桁 8723817	医療機関等名 【UAT】調剤①
病院区分 4	総病床数
開設者氏名 【UAT】調剤①	電話番号 0123456789
郵便番号 111-2222	住所 【UAT】調剤①

申請者情報に誤りがある場合は、こちらから修正できます。

医療機関等情報に誤りがある場合は、こちらから訂正が必要である旨をお問い合わせください。

### 6-3.「申請区分等の選択」に表示されている情報を確認します。

- ・調剤基本料の施設基準に係る届出書添付書類（様式84）
- ・保険薬局における施設基準届出状況報告書（別紙様式3）
- ・上記に準じたその他の書類（同一グループ内の1月当たりの処方箋受付回数を確認できる資料）

何れかをご用意の上、資料に則った形で薬局区分を選択してください。

### 申請区分等の選択

補助金の対象となる申請区分等を特定するセクションです。以下の複数の設問に回答してください。

⚠ 申請区分等を誤って申請した場合、再申請を行っていただくことになるか、補助金額が減額になる可能性があります。お手元にある証拠資料や電子処方箋管理サービス整備時の情報を確認いただきながら、間違いの無いよう確実に入力してください。

作成いただいた申請区分確認シートの「1. 申請区分」に基づき選択してください。

\*区分

- 大型チェーン薬局以外の薬局
- 大型チェーン薬局

該当する方を選択してください。

### ご注意ください！！①

「**薬局区分（大型チェーン薬局／大型チェーン薬局以外の薬局）**」は特に選択誤りが多い箇所です。申請誤りがある場合、取消後に改めて申請いただくことになるか、補助金額が減額になる可能性がありますので、下記を確認の上、誤りが無いように選択ください。

（医療提供体制設備整備交付金実施要領（電子処方箋管理サービス）の実施について）（抜粋）

#### 第4 大型チェーン薬局の処方箋受付回数に係る取扱い

第3の3の同一グループ内の処方箋受付回数が1月に4万回を超えるか否かの取扱いは、「特掲診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて」（平成30年3月5日保医発0305第3号）第88の1（8）の例によるものとする。当年2月末日時点で同一グループ内の保険薬局について、保険薬局ごとの1月当たりの処方箋受付回数を合計した値が4万回を超えるか否かで判定する。保険薬局ごとの1月当たりの処方箋の受付回数は以下のとおりとする。1 前年2月末日以降継続して保険薬局に指定されている薬局の場合は、前年3月1日から当年2月末日までに受け付けた処方箋受付回数を12で除した値とする。2 前年3月1日から当年1月末日までに新規指定された保険薬局の場合は、指定された日の属する月の翌月から、当年2月末日までに受け付けた処方箋受付回数を月数で除した値とする。

詳細については、[こちら](#)に掲載している「保険医療機関等向け医療提供体制設備交付金実施要領」を参照ください。

# 電子処方箋管理サービスの導入に係る補助金申請\_手順書（保険薬局用）

6-4.以降は、**大型チェーン薬局※**を選択したと想定して、ご自身が申請したい補助内容を順番に入力いただく流れになります。  
※薬局区分違いは、補助額にのみ影響しますので、大型チェーン薬局以外の薬局の方も本手順書で申請可能です。

医療機関等向け総合ポータルサイト

ホーム > 業務 > 電子処方箋管理

郵便番号  
111-2222

### 申請区分等の選択

補助金の対象となる申請区分等を特定するセクションです。以下の複数の設問に回答してください。

ⓘ 申請区分等を誤って申請した場合、再申請を行っていただくことになるか、補助金額が減額になる可能性があります。お手元にある証拠資料や電子処方箋管理サービス整備時の情報を確認いただきながら、間違いの無いよう確実に入力してください。

作成いただいた申請区分確認シートの「1. 申請区分」に基づき選択してください。

\*区分

- 大型チェーン薬局以外の薬局
- 大型チェーン薬局

\*電子処方箋管理サービスの導入日を選択してください。 ⓘ

導入日の考え方については、ナレッジ記事（KB0012506）☞を確認してください。 ✕

- 2025/9/30以前
- 2025/10/1以降

✉ \*添付ファイルを追加

検索

送信

必須情報  
電子処方箋管理サービスの導入日を選択してください。

職域診療所の方 ▼ お知らせ よくある質問 マイリスト ▼ U 【UAT】調剤①

## ①電子処方箋管理サービスの導入日を選択します。

### <申請画面イメージ>

#### 申請区分等の選択

補助金の対象となる申請区分等を特定するセクションです。以下の複数の設問に回答してください。

⚠申請区分等を誤って申請した場合、再申請を行っていただくことになるか、補助金額が減額になる可能性があります。お手元にある証拠資料や電子処方箋管理サービス整備時の情報を確認いただきながら、間違いの無いよう確実に入力してください。

作成いただいた申請区分確認シートの「1. 申請区分」に基づき選択してください。

\*区分

- 大型チェーン薬局以外の薬局
- 大型チェーン薬局

①選択した薬局区分に誤りがないか確認します。

\*電子処方箋管理サービスの導入日を選択してください。 ?

導入日の考え方については、ナレッジ記事（KB0012506）☞を確認してください。 ✕

- 2025/9/30以前
- 2025/10/1以降

②申請出来る補助内容が異なりますので、導入日の誤りにご注意ください。

◆選択した区分に誤りがないか確認します。

◆申請出来る補助内容が異なりますので、導入日の選択誤りにご注意ください。

◆導入日が不明な方は、ベンダに照会願います。

令和7年9月30日以前に導入した場合  
・P15へお進みください。

令和7年10月1日以降に導入した場合  
・P27へお進みください。



# 電子処方箋管理サービスの導入に係る補助金申請\_手順書（保険薬局用）

## ②-2（令和7年9月30日以前に導入完了した場合）電子処方箋管理サービスと新機能（リフィル処方箋等）を同時に初期導入

### <申請画面イメージ>

\*お手元の領収書内訳書  
領収書内訳書におけ

①（令和7年9月30日以前に導入完了した場合）電子処方箋管理サービスと新機能（リフィル処方箋等）を同時に初期導入を選択します。

- "（令和7年9月30日以前に導入完了した場合）電子処方箋管理サービスと新機能（リフィル処方箋等）を同時に初期導入"
- "（令和7年9月30日以前に電子処方箋管理サービスを導入）-電子処方箋管理サービスと新機能（リフィル処方箋等）を同時に初期導入"
- 該当なし

大型チェーン薬局における申請区分②"（令和7年9月30日以前に導入完了した場合）電子処方箋管理サービスと新機能（リフィル処方箋等）を同時に初期導入"に該当します。

証拠資料の内容

②緑枠が（令和7年9月30日以前に導入完了した場合）電子処方箋管理サービスと新機能（リフィル処方箋等）を同時に初期導入になっていることを確認します。

### 電子処方箋管理サービスの導入日および導入費用

電子処方箋管理サービスの導入日と導入に掛った費用について、証拠資料の内容に沿って入力してください。

新機能分類

- リフィル処方箋
- 口頭同意による重複投薬等チェック結果の閲覧
- マイナンバーカード署名
- 処方箋ID検索
- 調剤結果ID検索

③導入した新機能分類を選択します。  
選択しない場合、申請を進めることが出来ません。

◆「初期導入」と「新機能（リフィル処方箋等）」※を同時に導入した場合に選択します。

◆「初期導入」のみ又は「新機能（リフィル処方箋等）」のみを導入した場合は、選択しないでください。

◆同じタイミングで「新機能（院内処方機能）」を導入した場合は、お手数ですが、「（令和7年9月30日以前に導入完了した場合）電子処方箋管理サービスと新機能（リフィル処方箋等）を同時に初期導入」の補助金申請後に、改めて「新機能（院内処方機能）を導入」の申請をお願いします。  
なお、「（令和7年9月30日以前に導入完了した場合）電子処方箋管理サービスと新機能（リフィル処方箋等）を同時に初期導入」を補助金申請するまでは、「新機能（院内処方機能）を導入」は表示されませんのでご注意ください。

※申請区分が不明な方は、[こちら](#)をご覧ください。

## ②-3新機能（院内処方機能）を導入

### <申請画面イメージ>

本申請画面は院内処方機能導入に係る補助金申請画面となります。  
(既に電子処方箋本体に係る導入補助金は申請いただいております。)

#### 申請区分等の選択

補助金の対象となる申請区分等を特定するセクションです。以下の複数の設問に回答してください。

❗ 申請区分等を誤って申請した場合、再申請を行っていただくことになるか、補助金額が減額になる可能性があります。お手元にある証拠資料や電子処方箋管理サービス整備時の情報を確認いただきながら、間違いの無いよう確実に入力してください。

作成いただいた申請区分確認シートの「1. 申請区分」に基づき選択してください。

\*区分

- 大型チェーン薬局以外の薬局
- 大型チェーン薬局

① 選択した薬局区分に誤りがないか確認します。

大型チェーン薬局における申請区分⑥"新機能（院内処方機能）を導入"に該当します。

証拠資料の内容に沿って以降の項目の記入を続けてください。

② 緑枠が新機能（院内処方機能）を導入になっていることを確認します。

◆「（令和7年9月30日以前に導入完了した場合）電子処方箋管理サービスの初期導入」又は「（令和7年9月30日以前に導入完了した場合）電子処方箋管理サービスと新機能（リフィル処方箋等）を同時に初期導入」※を先に申請する必要があります。「（令和7年9月30日以前に導入完了した場合）電子処方箋管理サービスの初期導入」又は「（令和7年9月30日以前に導入完了した場合）電子処方箋管理サービスと新機能（リフィル処方箋等）を同時に初期導入」の申請が無い場合は表示されません。

※申請区分が不明な方は、[こちら](#)をご覧ください。

## ご注意ください！！②

◆「申請区分」に誤りがあったにも関わらず、補助金が交付されてしまった場合、取消再申請（補助事業の状況によっては、再申請不可の可能性あり）となります。

申請に際しては、事業内容と証拠書類の記載に乖離が無いか、ベンダにも確認の上、対応ください。

◆すべての補助金が申請済の場合、申請区分が表示されません。下図のとおりエラー表示されます。

◆次ページ以降は、どの申請パターンでも同じ流れになりますので、「（令和7年9月30日以前に電子処方箋管理サービスを導入）電子処方箋管理サービスと新機能（リフィル処方箋等）を同時に初期導入」を例に記載します。

すべての補助金が申請済の場合、以下のエラー表示となります。

▲ 申請可能な申請区分が存在しないため、申請できません。

ホーム > 業務 > 電子処方箋管理サービス > 電子処方箋管理サービス等関係補助金交付申請

検索

電子処方箋管理サービス等関係補助金交付申請

こちらから電子処方箋管理サービス等関係補助金を申請いただけます。



送信

# 電子処方箋管理サービスの導入に係る補助金申請\_手順書（保険薬局用）

## 6-5. 「導入日」を入力します。


※「導入日」は右に表示されるカレンダーから入力することが出来ます。

### \*導入日

申請対象となるサービス、機能を導入した日付をカレンダーから選択または直接入力してください。    
導入日の考え方については、ナレッジ記事（KB0012506）  を確認してください。  
なお、補助金申請の日付ではないためご注意ください。


2025-09-09

### \*総事業費（領収書内訳書①補助対象金額の合計額）

補助金の対象額を入力してください。なお、「総事業費」は領収書内訳書の「総額（①+②）」に記載の金額と異なる場合（②の補助対象外金額が合算されている場合や領収書内訳書が複数枚ある場合が該当）がありますのでご注意ください。  
領収書内訳書における該当箇所については、領収書内訳書サンプル  を確認してください。

例) 2000000

### 補助限度額

医療機関等の規模に応じた補助限度額を自動算出します。（単位：円） 

Calendar for 2025年9月:

	日	月	火	水	木	金	土
31	1	2	3	4	5	6	
7	8	9	10	11	12	13	
14	15	16	17	18	19	20	
21	22	23	24	25	26	27	
28	29	30	1	2	3	4	
5	6	7	8	9	10	11	

Buttons: キャンセル, OK

①押下することで  
カレンダーが表示されます。

②日付を選択後、OKを  
押下します。

## 6-6. 「総事業費」を入力します。

※総事業費を入力することで、補助限度額、比較額、申請できる補助金額が自動反映されます。

\*総事業費（領収書内訳書①補助対象金額の合計額） ⓘ

補助金の対象額を入力してください。なお、「総事業費」は領収書内訳書の「総額（①+②）」に記載の金額と異なる場合 ×  
（②の補助対象外金額が合算されている場合や領収書内訳書が複数枚ある場合が該当）がありますのでご注意ください。  
領収書内訳書における該当箇所については、領収書内訳書サンプル☞を確認してください。

550000

補助限度額 ⓘ

医療機関等の規模に応じた補助限度額を自動算出します。（単位：円） ×

¥ 138,000

比較額 ⓘ

補助金対象金額に所定の比率※をかけた比較額を自動算出します。（単位：円、1円未満は切り捨て） ×  
※病院は1/3、大型チェーン薬局以外の薬局は1/2、大型チェーン薬局は1/4

¥ 137,500

申請できる補助金額 ⓘ

補助限度額と比較額のうち、低いほうの金額を補助金申請額として自動算出します。（単位：円、千円未満は切り捨て） ×

¥ 137,000

総事業費入力により、補助金申請額～申請できる補助金額が自動反映されます。



# 電子処方箋管理サービスの導入に係る補助金申請\_手順書（保険薬局用）

6-8. 証拠書類のアップロードに成功すると、ポータルサイト上に表示されますので、申請内容を今一度確認し、「送信」を押下します。その後、「申請区分」、「導入日及び総事業費」、「申請できる補助金額」がポップアップで表示されますので、確認後「申請する」を押下します。

The screenshot shows a web application interface for applying for a subsidy. A modal window titled "申請内容の確認" (Confirmation of Application Content) is open, displaying the following information:

- 申請内容の確認**  
申請内容を確認し、間違いなければ本ページ末尾の各項目にチェックを入れたうえで、申請ボタンを押下してください。
- 注意**  
誤って申請した場合、再申請を行っていただくことになるか、補助金額が減額になる可能性があります。お手元にある証拠資料や電子処方箋管理サービス整備時の情報をご確認ください。間違いの無いよう改めてご確認ください。
- 申請区分**  
申請区分（「大型チェーン薬局」又は「大型チェーン薬局以外の薬局」）  
大型チェーン薬局  
申請区分（導入状況）  
②（令和7年9月30日以前に導入完了した場合）電子処方箋管理サービスと新機能（リフィル処方箋等）を同時に初期導入
- 導入日及び総事業費**  
導入日  
2025-09-09  
総事業費(領収書内訳書①補助対象金額の合計額)  
¥550,000円
- 申請できる補助金額**  
¥137,000円
- 添付ファイル**  
・ 領収書.pdf  
・ 領収書内訳書.xlsx
- 確認事項**  
 申請区分（「大型チェーン薬局」又は「大型チェーン薬局以外の薬局」）について間違いがないことを確認しました  
 申請区分（導入状況）について間違いがないことを確認しました  
 導入日及び総事業費について間違いがないことを確認しました

Four callouts provide instructions for each step:

- ① 証拠書類が表示されているか確認します。（Callout pointing to the file upload area on the left side of the screen, which shows two files: 領収書内訳書.xlsx (4.2 MB) and 領収書.pdf (850.8 KB).
- ② 証拠書類が表示されているか確認した後、送信を押下します。（Callout pointing to the "送信" button in the modal window.
- ③ 送信押下後、申請内容について今一度確認します。（Callout pointing to the application details in the modal window.
- ④ 確認終了後、申請するを押下します。（Callout pointing to the "申請する" button at the bottom of the modal window.

## 7. OKを押下後、本ページが表示されれば申請完了です。

番号  
EPCS0018698

更新日時  
ステータス  
受付前

電子処方箋補助金申請

連絡先  
電処太郎

件名については、選択された申請区分について表示が異なります。  
※本手順書の一部画像は、サンプルのためイメージとなります。

アクティビティ

タスク

開始

🕒 たった今

# 電子処方箋管理サービスの導入に係る補助金申請\_手順書（保険薬局用）

（参考1）.マイリストから申請状況を確認することができます。 ログイン>マイリスト>申請>件名を押下します。

医療機関等向け総合ポータルサイト

事業別ト

ここをクリック

よくある質問

マイリスト

申請

ホーム > 申請一覧

検索

Q

≡ 申請一覧				
番号	件名	ステータス	審査結果	更新日時
EPCS0018698	電子処方箋補助金申請	受付前	-	

ここに申請した補助事業の件名が表示されます。  
※本手順書の一部画像は、サンプルのため表示されません。

<

1

2

>

1~10 件目 / 13 件

# 電子処方箋管理サービスの導入に係る補助金申請\_手順書（保険薬局用）

（参考2）.タスク>申請を押下します。

The screenshot shows a web application interface for EPCS (Electronic Prescription Card System). At the top left, the number 'EPCS0018698' is displayed under the label '番号'. At the top right, '更新日時' (Update Date) and 'ステータス' (Status) are shown, with '受付前' (Before Acceptance) under the status label. The main content area is titled '電子処方箋補助金申請' (EPCS Subsidy Application). Below this title, there are several sections: '連絡先' (Contact Information), 'アクティビティ' (Activities), and a list of tasks. A blue callout box with the text 'ここをクリック' (Click here) points to the 'タスク' (Tasks) link in the 'アクティビティ' section. Below the 'タスク' link, a red dashed box highlights a task entry: '電子処方箋補助金申請' (EPCS Subsidy Application) with the sub-entry 'オープン・EPAP000030988'. A larger blue callout box at the bottom contains the text: 'ここに申請した補助事業の件名が表示されます。 ※本手順書の一部画像は、サンプルのため表示されません。' (The name of the subsidy project you applied for is displayed here. ※Some images in this manual are samples and are not displayed).

番号  
EPCS0018698

更新日時  
ステータス  
受付前

電子処方箋補助金申請

連絡先

ここをクリック

アクティビティ  
タスク

電子処方箋補助金申請  
オープン・EPAP000030988

ここに申請した補助事業の件名が表示されます。  
※本手順書の一部画像は、サンプルのため表示されません。

# 電子処方箋管理サービスの導入に係る補助金申請\_手順書（保険薬局用）

（参考3）.申請時の情報を閲覧できます。参考情報は以上です。

番号  
EPAP000030988

## 電子処方箋補助金申請

申請日	申請区分	新機能分類	導入日	総事業費	比較額
補助限度額	補助金申請額				

ここに申請日～補助金申請額が表示されます。  
※本手順書の一部画像は、サンプルのため表示されません。

### アクティビティ

ここに申請時に添付した証拠書類が表示されます。  
※本手順書の一部画像は、サンプルのため表示されません。

開始

# 電子処方箋管理サービスの導入に係る補助金申請\_手順書（保険薬局用）

## ②-1（令和7年10月1日以降に電子処方箋管理サービスを導入）電子処方箋管理サービス（新機能（リフィル処方箋等）を同時導入する場合も含む。）の初期導入

### <申請画面イメージ>

\*お手元の領収書内訳書に記載されている表題と、【完全に一致するもの】を選択してください。

領収書内訳書における表題の記載箇所は、領収書内訳書サンプルを確認してください。

“（令和7年10月1日以降に電子処方箋管理サービスを導入）-電子処方箋管理サービス（新機能（リフィル処方箋等）を同時導入する場合も含む。）の初期導入”

導入

該

**①令和7年10月1日以降に電子処方箋管理サービスを導入）電子処方箋管理サービス（新機能（リフィル処方箋等）を同時導入する場合も含む。）の初期導入**を選択します。

大型チェーン薬局における申請区分③“（令和7年10月1日以降に導入完了した場合）電子処方箋管理サービス（新機能（リフィル処方箋等）を同時導入する場合も含む。）の初期導入”に該当します。

証拠資料の内容に沿って以降の項目の記入を続けてください。

**②緑枠が令和7年10月1日以降に電子処方箋管理サービスを導入）電子処方箋管理サービス（新機能（リフィル処方箋等）を同時導入する場合も含む。）の初期導入**になっていることを確認します。

電子処方箋管理サービスの導入日と導入に掛った

\*新機能（リフィル処方箋等）の導入有無

新機能（リフィル処方箋等）の導入有無に関して選択してください。

\*“新機能（リフィル処方箋等）を導入した”を選択した場合

新機能（リフィル処方箋等）を導入した

新機能（リフィル処方箋等）を導入していない

新機能分類

リフィル処方箋

口頭同意による重複投薬等チェック結果の間覧

マイナンバーカード署名

処方箋ID検索

調剤結果ID検索

**③新機能（リフィル処方箋等）を導入した場合はこちら**を選択します。

**④導入した新機能分類を選択**します。選択しない場合、処理を進めることが出来ません。

※上記で「新機能（リフィル処方箋等）を導入していない」を選択した場合は非活性になりますので選択は不要です。

◆「電子処方箋管理サービス（新機能（リフィル処方箋等）を同時導入する場合も含む。）」※を導入した場合に選択します。

◆新機能（リフィル処方箋等）を導入せず当該補助金を申請した場合は、後日、新機能（リフィル処方箋等）を導入しても、新機能（リフィル処方箋等）のみでの補助金申請はできませんので、ご注意ください。

◆同じタイミングで「新機能（院内処方機能）」を導入した場合は、P28「（令和7年10月1日以降に導入完了した場合）電子処方箋管理サービス（新機能（リフィル処方箋等）を同時導入する場合も含む。）と院内処方機能を同時に初期導入」を選択してください。

◆後日、「新機能（院内処方機能）」を導入した場合は、お手数ですが、「（令和7年10月1日以降に導入完了した場合）電子処方箋管理サービス（新機能（リフィル処方箋等）を同時導入する場合も含む。）の初期導入」の補助金申請後に、改めて「新機能（院内処方機能）を導入」の申請をお願いします。なお、「（令和7年10月1日以降に導入完了した場合）電子処方箋管理サービス（新機能（リフィル処方箋等）を同時導入する場合も含む。）の初期導入」を補助金申請するまでは、「新機能（院内処方機能）を導入」は表示されませんのでご注意ください。

※申請区分が不明な方は、[こちら](#)をご覧ください。

# 電子処方箋管理サービスの導入に係る補助金申請\_手順書（保険薬局用）

## ②-2（令和7年10月1日以降に電子処方箋管理サービスを導入）電子処方箋管理サービス（新機能（リフィル処方箋等）を同時導入する場合も含む。）と院内処方機能を同時に初期導入

### <申請画面イメージ>

①（令和7年10月1日以降に電子処方箋管理サービスを導入）電子処方箋管理サービス（新機能（リフィル処方箋等）を同時導入する場合も含む。）と院内処方機能を同時に初期導入を選択します。

- \*お手元の領収書内
- "（令和7年10月1日以降に電子処方箋管理サービスを導入）電子処方箋管理サービス（新機能（リフィル処方箋等）を同時導入する場合も含む。）の初期導入"
  - "（令和7年10月1日以降に電子処方箋管理サービスを導入）電子処方箋管理サービス（新機能（リフィル処方箋等）を同時導入する場合も含む。）と院内処方機能を同時に初期導入"
  - 該当なし

大型チェーン薬局における申請区分④"（令和7年10月1日以降に導入完了した場合）電子処方箋管理サービス（新機能（リフィル処方箋等）を同時導入する場合も含む。）と院内処方機能を同時に初期導入"に該当します。

証拠資料の内容に沿って以降の項目の記入を続けてください。

②緑枠が（令和7年10月1日以降に電子処方箋管理サービスを導入）電子処方箋管理サービス（新機能（リフィル処方箋等）を同時導入する場合も含む。）と院内処方機能を同時に初期導入になっていることを確認します。

### 電子処方箋管理サービス

電子処方箋管理サービスの導入日と導入に掛った費用

\*新機能（リフィル処方箋等）の導入有無

新機能（リフィル処方箋等）の導入有無に関して選択してください  
※"新機能（リフィル処方箋等）を導入した"を選択した場合

- 新機能（リフィル処方箋等）を導入した
- 新機能（リフィル処方箋等）を導入していない

新機能分類

- リフィル処方箋
- 口頭同意による重複投薬等チェック結果の閲覧
- マイナンバーカード署名
- 処方箋ID検索
- 調剤結果ID検索

③新機能（リフィル処方箋等）を導入した場合はこちらを選択します。

④導入した新機能分類を選択します。選択しない場合、処理を進めることが出来ません。

※上記で「新機能（リフィル処方箋等）を導入していない」を選択した場合は非活性になりますので選択は不要です。

◆「電子処方箋管理サービス（新機能（リフィル処方箋等）を同時導入する場合も含む。）」と「新機能（院内処方機能）」※を同時に導入した場合は選択します。

◆新機能（リフィル処方箋等）を導入せず当該補助金を申請した場合は、後日、新機能（リフィル処方箋等）を導入しても、新機能（リフィル処方箋等）のみでの補助金申請はできませんので、ご注意ください。

※申請区分が不明な方は、[こちら](#)をご覧ください。

## ②-3新機能（院内処方機能）を導入

### <申請画面イメージ>

本申請画面は院内処方機能導入に係る補助金申請画面となります。  
(既に電子処方箋本体に係る導入補助金は申請いただいております。)

#### 申請区分等の選択

補助金の対象となる申請区分等を特定するセクションです。以下の複数の設問に回答してください。

① 申請区分等を誤って申請した場合、再申請を行っていただくことになるか、補助金額が減額になる可能性があります。お手元にある証拠資料や電子処方箋管理サービス整備時の情報を確認いただきながら、間違いの無いよう確実に入力してください。

作成いただいた申請区分確認シートの「1. 申請区分」に基づき選択してください。

\*区分

- 大型チェーン薬局以外の薬局
- 大型チェーン薬局

① 選択した薬局区分に誤りがないか確認します。

大型チェーン薬局における申請区分⑥"新機能（院内処方機能）を導入"に該当します。

証拠資料の内容に沿って以降の項目の記入を続けてください。

② 緑枠が新機能（院内処方機能）を導入になっていることを確認します。

◆ 「（令和7年10月1日以降に導入完了した場合）電子処方箋管理サービス（新機能（リフィル処方箋等）を同時導入する場合も含む。）の初期導入」※の申請を先に行う必要があります。「（令和7年10月1日以降に導入完了した場合）電子処方箋管理サービス（新機能（リフィル処方箋等）同時導入する場合も含む。）の初期導入」の申請がない場合は表示されません。

◆ 「（令和7年10月1日以降に導入完了した場合）電子処方箋管理サービス（新機能（リフィル処方箋等）を同時導入する場合も含む。）と院内処方機能を同時に初期導入」を申請後に「⑥新機能（院内処方機能）を導入」を申請することはできません。本画面も表示されません。「（令和7年10月1日以降に導入完了した場合）電子処方箋管理サービス（新機能（リフィル処方箋等）を同時導入する場合も含む。）と院内処方機能を同時に初期導入」と補助内容が重複するためです。申請に際してはご注意ください。

※申請区分が不明な方は、[こちら](#)をご覧ください。

## ご注意ください！！②

◆「申請区分」に誤りがあったにも関わらず、補助金が交付されてしまった場合、取消再申請（補助事業の状況によっては、再申請不可の可能性あり）となります。

申請に際しては、事業内容と証拠書類の記載に乖離が無いか、ベンダにも確認の上、対応ください。

◆すべての補助金が申請済の場合、申請区分が表示されません。下図のとおりエラー表示されます。

◆次ページ以降は、どの申請パターンでも同じ流れになりますので、「（令和7年10月1日以降に導入完了した場合）電子処方箋管理サービス（新機能（リフィル処方箋等）を同時導入する場合も含む。）と院内処方機能を同時に初期導入」を例に記載します。

すべての補助金が申請済の場合、以下のエラー表示となります。

▲ 申請可能な申請区分が存在しないため、申請できません。

ホーム > 業務 > 電子処方箋管理サービス > 電子処方箋管理サービス等関係補助金交付申請

検索

電子処方箋管理サービス等関係補助金交付申請

こちらから電子処方箋管理サービス等関係補助金を申請いただけます。

送信

# 電子処方箋管理サービスの導入に係る補助金申請\_手順書（保険薬局用）

## 6-5. 「導入日」を入力します。

※「導入日」は右に表示されるカレンダーから入力することが出来ます。

\*導入日

申請対象となるサービス、機能を導入した日付をカレンダーから選択または直接入力してください。   
導入日の考え方については、ナレッジ記事（KB0012506） を確認してください。   
なお、補助金申請の日付ではないためご注意ください。

2026-02-03

\*総事業費（領収書内訳書①補助対象金額の合計額）

補助金の対象額を入力してください。なお、「総事業費」は領収書内訳書の「総額（①+②）」に記載の金額と異なる場合（②の補助対象外金額が合算されている場合や領収書内訳書が複数枚ある場合が該当）がありますのでご注意ください。   
領収書内訳書における該当箇所については、領収書内訳書サンプル を確認してください。

例) 2000000

補助限度額

医療機関等の規模に応じた補助限度額を自動算出します。（単位：円）

2026年2月

日	月	火	水	木	金	土
25	26	27	28	29	30	31
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
1	2	3	4	5	6	7

キャンセル OK

①押下することで  
カレンダーが表示されます。

②日付を選択後、OKを  
押下します。

## 6-6. 「総事業費」を入力します。

※総事業費を入力することで、補助限度額、比較額、申請できる補助金額が自動反映されます。

\*総事業費（領収書内訳書①補助対象金額の合計額） ⓘ

補助金の対象額を入力してください。なお、「総事業費」は領収書内訳書の「総額（①+②）」に記載の金額と異なる場合（②の補助対象外金額が合算されている場合や領収書内訳書が複数枚ある場合が該当）がありますのでご注意ください。領収書内訳書における該当箇所については、領収書内訳書サンプル ⓘ を確認してください。

550000

補助限度額 ⓘ

医療機関等の規模に応じた補助限度額を自動算出します。（単位：円） ✕

¥ 138,000

比較額 ⓘ

補助金対象金額に所定の比率※をかけた比較額を自動算出します。（単位：円、1円未満は切り捨て） ✕  
※病院は1/3、大型チェーン薬局以外の薬局は1/2、大型チェーン薬局は1/4

¥ 137,500

申請できる補助金額 ⓘ

補助限度額と比較額のうち、低いほうの金額を補助金申請額として自動算出します。（単位：円、千円未満は切り捨て） ✕

¥ 137,000

総事業費入力により、補助金申請額～申請できる補助金額が自動反映されます。



# 電子処方箋管理サービスの導入に係る補助金申請\_手順書（保険薬局用）

6-8. 証拠書類のアップロードに成功すると、ポータルサイト上に表示されますので、申請内容を今一度確認し、「送信」を押下します。その後、「申請区分」、「導入日及び総事業費」、「申請できる補助金額」がポップアップで表示されますので、確認後「申請する」を押下します。

① 証拠書類が表示されているか確認します。

The screenshot shows a web application interface for applying for a subsidy. A central modal window titled "申請内容の確認" (Confirmation of Application Content) is displayed. The modal contains the following information:

- 申請内容の確認** (Confirmation of Application Content)
- 申請内容を確認し、間違いなければ本ページ末尾の各項目にチェックを入れたうえ、申請ボタンを押下してください。
- ① 誤って申請した場合、再申請を行っていただくことになるか、補助金額が減額になる可能性があります。** お手元にある証拠資料や電子処方箋管理サービス整備時の情報をご確認ください。間違いの無いよう改めてご確認ください。
- 申請区分** (Application Category): 「大型チェーン薬局」又は「大型チェーン薬局以外の薬局」  
大型チェーン薬局
- 申請区分 (導入状況)** (Application Category (Introduction Status)): ④ (令和7年10月1日以降に導入完了した場合) 電子処方箋管理サービス (新機能 (リフィル処方箋等) を同時導入する場合も含む。) と院内処方機能を同時に初期導入
- 導入日及び総事業費** (Introduction Date and Total Business Expenses):  
導入日: 2026-02-03  
総事業費(領収書内訳書①補助対象金額の合計額): ¥550,000円
- 申請できる補助金額** (Applicable Subsidy Amount): ¥137,000円
- 添付ファイル** (Attached Files):
  - 領収書.pdf
  - 領収書内訳書.xlsx
- Checkboxes for confirmation:
  - 申請区分 (「大型チェーン薬局」又は「大型チェーン薬局以外の薬局」) について間違いがないことを確認しました
  - 申請区分 (導入状況) について間違いがないことを確認しました
  - 導入日及び総事業費について間違いがないことを確認しました
- Buttons: 「戻る」 (Back) and 「申請する」 (Apply)

Callouts on the screenshot:

- ① 証拠書類が表示されているか確認します。 (Confirmation of evidence documents)
- ② 証拠書類が表示されているか確認した後、送信を押下します。 (After confirmation, click Send)
- ③ 送信押下後、申請内容について今一度確認します。 (After clicking Send, confirm the application content)
- ④ 確認終了後、申請するを押下します。 (After confirmation, click Apply)

② 証拠書類が表示されているか確認した後、送信を押下します。

③ 送信押下後、申請内容について今一度確認します。

④ 確認終了後、申請するを押下します。

## 7. OKを押下後、本ページが表示されれば申請完了です。

番号 EPCS0018698	更新日時	ステータス 受付前
-------------------	------	--------------

電子処方箋補助金申請

連絡先  
電処太郎

件名については、選択された申請区分について表示が異なります。  
※本手順書の一部画像は、サンプルのためイメージとなります。

アクティビティ	タスク
---------	-----

開始

🕒 たった今

# 電子処方箋管理サービスの導入に係る補助金申請\_手順書（保険薬局用）

（参考1）.マイリストから申請状況を確認することが出来ます。 ログイン>マイリスト>申請>件名を押下します。

医療機関等向け総合ポータルサイト

事業別ト

ここをクリック

よくある質問

マイリスト

申請

ホーム > 申請一覧

検索

Q

≡ 申請一覧				
番号	件名	ステータス	審査結果	更新日時
EPCS0018698	電子処方箋補助金申請	受付前	-	

ここに申請した補助事業の件名が表示されます。  
※本手順書の一部画像は、サンプルのため表示されません。

< 1 2 >

1~10 件目 / 13 件

# 電子処方箋管理サービスの導入に係る補助金申請\_手順書（保険薬局用）

（参考2）.タスク>申請を押下します。

番号  
EPCS0018698

更新日時 ステータス  
受付前

## 電子処方箋補助金申請

連絡先

ここをクリック

アクティビティ **タスク**

電子処方箋補助金申請  
オープン・EPAP000030988

ここに申請した補助事業の件名が表示されます。  
※本手順書の一部画像は、サンプルのため表示されません。

# 電子処方箋管理サービスの導入に係る補助金申請\_手順書（保険薬局用）

（参考3）.申請時の情報を閲覧できます。参考情報は以上です。

番号  
EPAP000030988

## 電子処方箋補助金申請

申請日	申請区分	新機能分類	導入日	総事業費	比較額
補助限度額	補助金申請額				

ここに申請日～補助金申請額が表示されます。  
※本手順書の一部画像は、サンプルのため表示されません。

## アクティビティ

ここに申請時に添付した証拠書類が表示されます。  
※本手順書の一部画像は、サンプルのため表示されません。

開始